

防災機材貸出規則（一般会員向け）

1. 対象機材： 別途貸出機材一覧に規定
2. 貸出対象： 全こやつ自治会員
3. 期間： 原則最長2週間
4. 申込、受付方法：
 - ① 申込者となる自治会員は、防災会のホームページから貸出申込書をダウンロード、または防災会役員から直接入手して必要事項を記入してください。その後記入済み申込書と本人、現住所を証明できる身分証明書とともに防災会役員に直接申込を行ってください。
 - ② 防災会役員が対象機材の予約状況を確認し貸出可否をご連絡します。その際、貸出 OK の場合には貸出/返却日時を防災会役員と相談して決定してください。使用予定があり貸出 NG であるものの、代替日程での貸出を希望する場合には、防災会役員へ口頭で申し込みを行い、代替日程で貸出 OK となった場合には貸出/返却日時を相談して決定してください。
5. 貸出方法：
 - ① 貸出日当日は、事前に決定した貸出時間に防災倉庫(夏の道公園トイレ裏手の物置)へ行って機材を受け取り、貸出申込書へ貸出日時の記入と署名を行ってください。
 - ② 申込者は速やかに貸出を受けた機材の状態を確認し、異常があれば貸出を受けた日時から24時間以内に防災会役員にその旨連絡し、そのまま貸出を継続するか機材の交換を希望するかを伝えてください。交換を希望する場合には、防災会役員へ代替機材の空き状況を確認して貸出日時を決定の上貸出を受けてください。(使用前に機材異常の申し出がなく、返却時に破損が発覚した場合には貸出を受けた方が破損したものと判断しますのでご注意ください)
6. 返却方法：
 - ① 返却前に機材の異常、汚れがないかの確認をお願いします。汚れがある場合には返却前に清掃をお願いします。異常がある場合には返却時に防災会役員へ異常箇所/発生原因を伝えてください。
 - ② 返却日当日、事前に決定した返却時間に防災倉庫まで機材を持参して、防災会役員へ直接返却をお願いします。

7. 貸出可能期間について：

- ① 貸出期間は申込書1枚につき最長2週間とします。
- ② 貸出を受けた申込者（世帯）は、返却後1ヶ月経過以降でなければ同一機材の貸出を受けることはできません。

8. その他の注意事項：

- ① 機材貸出の運用は自治会員相互信頼のもとで行っています。使用後の清掃、異常有無の報告は正しく行っていただきますようお願いいたします。
- ② 貸出機材保有の主目的は防災用途です。そのため事前に申請した期日内返却の順守をお願いします。また、連絡なく返却期日を守っていただけない場合には、対象会員（世帯）の機材借受資格が停止となりますのでご注意ください。
- ③ 機材利用期間中に災害が発生した場合には、速やかに返却をお願いします。
- ④ 営利目的での使用は禁止します。
- ⑤ 貸出機材の紛失・破損・故障の際、原状回復のために修理が必要な場合には修理費用を、交換が必要な場合には代替品購入費用を請求する場合がありますのでご注意ください。
- ⑥ 貸出機材の運搬・使用による事故・ケガ等については、小谷防災会、こやつ自治会は一切の責任を負いません。ご自身の責任のもと注意してご使用ください。

以上